

4 政令別表第1(5)項イ(旅館, ホテル等)

省令第1条の3第1項(表)

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数

ロ 和室の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6平方メートル(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3平方メートル)で除して得た数

3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(1未満の数は切り捨てるものとする。)とする。

ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3平方メートルで除して得た数

(1) 算定要素の定義

ア 「宿泊室」の人員算定の取扱いは、次による。

(ア) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定すること。

(イ) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。

(ウ) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のもの棚数をベッド数とすること。

(エ) 和室の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

(オ) 和室の宿泊室の床面積には、押し入れや床の間、便所等は含めない。

(カ) 和室の宿泊室における算定の際に生じた端数については、切り上げること。

(キ) 一の宿泊室に洋室の部分と和室の部分(前室部分を含打。)が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

(ク) 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿泊等で3㎡未満である場合には各室1名とすること。

イ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

(ア) 宴会場等

(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する場所

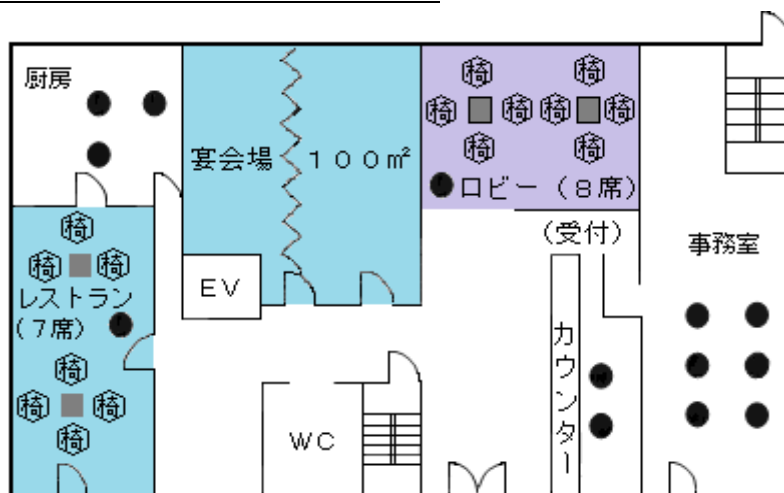
(ウ) いす席を設けたロビー等(通路部分を除く。)

(エ) 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

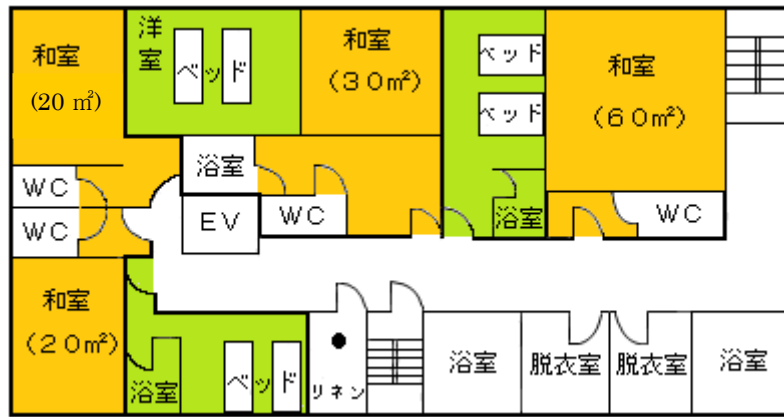
(2) 算定例

(5) 項イ: 旅館(主として団体客を宿泊させるもの)

1階



2階



従業員 ● 宿泊室 (洋室 ■ 和室 ■) 集会等に供する部分 (いす席 ■ その他 ■)

ア 従業員 14人

イ 宿泊室

(ア) 洋室 シングルベッド 6個

(イ) 和室 20 m²、20 m²、30 m²、60 m²

$$6 (\text{個}) + (20 (\text{m}^2) \div 3 (\text{m}^2)) + 20 (\text{m}^2) \div 3 (\text{m}^2) + 30 (\text{m}^2) \div 3 (\text{m}^2) + 60 (\text{m}^2) \div 3 (\text{m}^2) = 50$$

ウ 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(ア) 固定式いす席 15席

(イ) その他の部分 100 m²

$$15 (\text{席}) + 100 (\text{m}^2) \div 3 (\text{m}) = 50$$

$$\text{よって、} 14 (\text{人}) + 50 + 48 = 112$$

となり、収容人員は、112人となる。